

島原地域広域市町村圏組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例

昭和46年4月30日条例第19号

改正	昭和46年12月25日条例第26条	昭和49年7月3日条例第7号
	昭和51年9月17日条例第5号	昭和52年9月8日条例第4号
	昭和58年3月5日条例第1号	昭和58年6月8日条例第2号
	昭和60年6月7日条例第1号	平成4年9月8日条例第5号
	平成7年8月31日条例第5号	

(目的)

第1条 この条例は、島原地域広域市町村圏組合に勤務する消防職員（以下「消防職員」という。）に賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給することを目的とする。

(賞じゆつ金支給の要件)

第2条 賞じゆつ金は、消防職員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態となつた場合に支給する。

(賞じゆつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゆつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゆつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によつて定める。
- (2) 障害者賞じゆつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によつて定める。

(殉職者特別賞じゆつ金)

第3条の2 管理者は消防職員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場に出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのために死亡し、その功労が特に拔群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゆつ金を支給することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金を支給する場合は、第2条の規定による賞じゆつ金は支給しない。

(支給の対象者)

第4条 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の支給を受けることができる消防職員の遺族の範囲等については、次のとおりとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた者又は生計を一にしていた者
- (3) 前号のほか、消防職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を受ける遺族の順位は、前項各号の順序

とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 消防職員が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち、特定の者を指定した場合は、第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、その指定した者とする。

4 遺族補償を受ける同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数によつて等分して行なうものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 災害の認定、功労及び障害の等級並びに賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の決定その他賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給について公正を期するため、島原地域広域市町村圏組合賞じゅつ金等審査委員会を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月25日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月3日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年9月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年9月8日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年6月8日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年6月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年9月8日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原地域広域市町村圏組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年8月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島原地域広域市町村圏組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

障害者賞じゅつ金

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	20,600,000円以下 4,900,000円以上
第 2 級	15,500,000円以下 4,600,000円以上
第 3 級	13,600,000円以下 4,100,000円以上
第 4 級	12,100,000円以下 3,600,000円以上
第 5 級	10,300,000円以下 3,100,000円以上
第 6 級	9,000,000円以下 2,800,000円以上
第 7 級	7,600,000円以下 2,300,000円以上
第 8 級	6,400,000円以下 1,900,000円以上

- 備考 1 障害の等級は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）別表に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、法第29条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。